

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	市民協働部
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月23日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 認可地縁団体に関する認可証明手数料として平成28年4月11日（月）に受領した現金については、いわき市財務規則第49条の3第1項の規定により、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月12日（火）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月13日（水）に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">（地域振興課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>認可地縁団体に関する認可証明手数料につきましては、窓口で領収した現金を金庫保管後、市財務規則に基づき、すみやかに指定金融機関に翌営業日までに払い込みしておりますが、金庫内現金の確認遅延により、払込みが1日遅れたものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>金庫の確認を徹底し、再発防止に努めて参ります。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>資産に関する証明手数料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 家屋に関する証明の手数料の額は、いわき市手数料条例別表の規定により、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件250円とし、1号を増すごとに50円を加えた額とされている。</p> <p>本件の証明手数料の額は、土地1筆250円及び家屋2号300円の合計550円と算出しなければならないところ、土地1件250円及び家屋2件500円の合計750円と算出</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>平成28年9月20日付資産に関する証明手数料の家屋の証明手数料を、手数料計算方法の誤りにより、1件250円+2件目50円=300円とするところを、2件×250円の500円と計算してしまったもの。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>差額200円については、過誤納金還付の処理を行い相手方口座へ、平成29年2月2日に振込いたしました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>し、その額を徴収していた。 (いわき駅前市民サービスセンター)</p> <p>3 支出事務（その1） 補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。 ※ コミュニティ助成事業補助金の交付に係る事務については、市補助金等交付規則及び一般財団法人自治総合センターが作成したコミュニティ助成事業実施要綱を事務処理根拠としているが、同要綱は、一般財団法人自治総合センターと市町村等との間の事務処理について定めたものである。 補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、対象経費、具体的な手続及び補助限度額等を明確に定める必要があるが、当該事業に関する個別の補助金交付要綱が整備されていなかった。 (地域振興課)</p> <p>4 支出事務（その2） 嘱託職員に係る賃金の支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。 ※ 嘱託職員に係る平成28年8月分賃金の支出事務において、前月分の通勤手当の追給を行っているが、2か月分の通勤手当14,200円については、非課税限度額も</p>	<p>指摘日以降の資産に関する証明手数料に係る件数と手数料については、筆数及び件数の資産に関する証明書手数料表を確認したうえで、複数名で確認する体制をとり適正に処理しております。 今後とも、手数料の算定に誤りがないように、複数名での確認体制をとり、適正な収入事務に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因] これまで、前例を踏襲した事務処理により、市補助金等交付規則に基づき、交付することで、公平性や透明性の担保がなされているものと誤認識をしておりました。</p> <p>[措置した内容] 「いわき市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱」の制定に係る事務手続きを進めているところであり、今後の補助金分から適用して参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因] 臨時職員等の賃金支給にあたっては、給与所得の源泉徴収税額を算出するため、源泉徴収確認票（会計室作成：エクセルシート）を使用しており、総支給額、うち通勤手当、通勤距離、社会・雇用保険料等を入力すると通勤手当の非課税額及び課税対象額、源泉徴収</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>2か月分で14,200円となることから、所得税は、通勤手当の全額を控除して算出すべきにもかかわらず、1か月分の7,100円のみを控除して算出していた。</p> <p>(市民課)</p>	<p>税額（所得税額）が自動計算で算出されません。</p> <p>本件は、支給漏れとなった前月分を含めた通勤手当2か月分（14,200円）について、同源泉徴収確認票において、通勤手当の金額を2か月分としましたが、通勤距離を1か月分を入力したため、通勤手当の非課税額も1か月分で算出され、課税対象額及び源泉徴収税額（所得税額）について誤った金額で算出していたことが判明しました。</p> <p>直ちに、年末調整時の算出税額を再計算しましたが、年税額に変更が生じなかったことから、この旨を職員課に説明し、徴収税額の訂正を報告したところ、本件に係る事務処理は不要であるとの回答でありました。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>指摘日以降は、入力後必ず紙に出力し担当者が再度チェックする際に通勤手当の非課税限度額表と突合するなど確認体制を徹底し、さらに、グループリーダーが再度チェックするなど、複数名で確認する体制をとり適正に処理しております。</p> <p>今後とも、税額の誤りは、行政への不信につながることから、税制をよく理解したうえで、給与支給内容に誤りがないよう、複数名での確認体制をとり、適正な支出事務に努めて参ります。</p>
<p>6 契約事務（その2）</p> <p>土地の賃貸借に係る契約事務において、複数年契約を締結する場合に必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 勿来駅構内自転車駐車場敷地に係る土地の賃貸借については、契約期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としていることから、契約に当たっては、あらかじめ地方自治法第214条</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>契約相手方との契約締結時において、契約書の文言等の確認が十分でなかったため、「条件付解除条項」を設けず契約を締結してしまったことによるものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>平成29年度からの契約更新において、契約</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>の規定により予算で債務負担行為として定めておくか、又は同法第234条の3の規定による長期継続契約を適用し、作成する契約書において次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を設け、次年度以降の予算措置義務を回避する必要があるが、いずれの措置も講じられていなかった。</p> <p style="text-align: center;">(市民生活課)</p> <p>7 契約事務 (その3)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ いわき市国民健康保険人間ドック検診業務委託に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>なお、次の契約についても、同様であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証出力用プリンタ保守業務委託契約 ・ 被保険者証出力用プリンタ機器賃貸借契約 <p style="text-align: right;">(国保年金課)</p>	<p>相手方と協議し、平成29年度については、単年度での契約を締結しております。</p> <p>なお、今後において複数年契約を締結する際には、契約相手方と協議しながら、契約書の条項等をよく確認し、複数年契約を締結するための必要な措置を講じることとします。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>① いわき市国民健康保険人間ドック検診業務委託契約</p> <p>契約条項の確認が不十分であったため、契約書中に当該措置に係る文言等の記載が漏れてしまいました。</p> <p>② 被保険者証出力用プリンタ保守業務委託契約及び同機器賃貸借契約</p> <p>契約条項の確認が不十分であったため、複数年契約の当初の契約書中に当該措置に係る文言等の記載が漏れてしまいました。</p> <p>その後、改めて点検することなく、現在まで必要な措置が講じられていなかったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>① 平成29年度の契約において、暴力団等排除措置に係る文言を記載し、「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」に基づく必要な措置を講じました。</p> <p>② 複数年契約であることから、変更契約を取り交わし、暴力団等排除措置に係る文言を記載し、「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」に基づく必要な措置を講じました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	市民協働部
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月23日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 特定事項（中山間地域の維持・活性化のために期待される施策について）</p> <p>国全体が人口減少局面に転じるなか、市人口ビジョンの基準推計によると、本市の人口も、2030年には約27万6千人、2060年には約15万4千人になるものと見込まれている。また、過疎地域における集落の小規模化、高齢化が進んでおり、その対策が全国的に課題となっている。人口減少や少子・高齢化は、多くの自治体が抱える課題であるが、特に、過疎地域や中山間地域において、その課題が顕著に現れている。</p> <p>本市においても、市内各地域の活性化等に取り組むため、各支所に地域振興担当員を配置し、また、中山間地域の集落の維持・活性化を図るため、地域振興課内に中山間・沿岸地域係を設置するとともに、遠野地区及び川前地区には地域おこし協力隊を、遠野、三和、田人、川前及び小川の各地区には中山間地域集落支援員を配置し、対策に取り組んでいる。</p> <p>中山間地域の維持・活性化を図るため、特に集落支援員には、各地区の資源・人材、暮らしに必要な生活サービスや、地区で抱える課題などの状況を把握する「集落点検」や「話し合い」の中核的な人材とい</p>	<p>これまで、中山間地域については、国土や環境の保全、貴重な地域文化の継承にも貢献するなど、市街地に居住される市民の皆様にも多様な恵みをもたらしてきた地域であり、多面的かつ公益的な役割を果たしてきたところであり、急激な人口減少や少子高齢化により、このまま中山間地域が衰退の一途を辿ることは、地域の活力や果たしてきた多面的機能などが失われることにつながり、市全体としても決して看過できないものと認識しております。</p> <p>こうしたことから、中山間地域の振興を図るため、地域おこし協力隊や中山間地域集落支援員を配置し、様々な取組みを展開しているところであり、集落支援員間の意見交換会については、本年度2回に拡充することとしておりますとともに、川前地区における地域づくり構想につきましても、地域において、本年度、新たな計画の策定に向け、取組みを進める運びとなっております。</p> <p>また、中山間地域では、急激に進行する人口減少や少子高齢化により、今後ますますコミュニティの維持が困難になるだけでなく、域内外の移動や買い物などの日常生活を維持</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>う役割が期待されている。そのなかで、地区での取組みなどの情報を共有する機会として、年1回、集落支援員間での意見交換会を実施しているところではあるが、地域振興課及び各支所が十分に連携しながら、地区相互間のネットワークのさらなる強化を図ることが求められる。また、中山間地域においては、地区住民が主体となり、地域づくりの方向性をまとめた地域づくり構想を策定しているが、とりわけ川前地区のように策定から約20年が経過しているものもあることから、魅力ある地域づくりを実現するため、時宜にかなった見直しを促進する必要があるものと考え。</p> <p>今後、本市が直面する人口減少や少子・高齢化の課題への取組みの一つとして、中山間地域の維持・活性化は重要な役割を果たすものである。その取組みによる効果は直ちに現れるものではないが、柔軟に取組内容の見直しを図りながら、住民の当事者意識と自発性の醸成に努め、その地域に寄り添ったより効果的な施策を進めていくことを期待する。</p> <p style="text-align: right;">(地域振興課)</p>	<p>していくことさえもが一層危ぶまれる状況となっていくものと考えておりますことから、中山間地域の現状・課題等を庁内で共有しつつ、日常の生活が営まれる1次生活圏のセーフティネットを確保することに主眼を置いて、必要となる施策・事業の構築を図るため、本年度、「中山間地域の暮らしを支える庁内検討会議」を設置したところであり、産業振興による生業の確保や廃校利活用による民間企業の進出などの取組みを進めつつ、同時に、そこに住む方々の日常・暮らしに光をあて、住み慣れた地域や自ら望む場所で住み続けることができるよう、中山間地域の持続可能性に意を用いた政策を展開して参りたいと考えております。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	勿来支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月23日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務 (その1)</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電話料等の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>※ いわき市社会福祉協議会小名浜地区協議会に対する行政財産使用許可に伴う電話料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて(平成25年10月25日付財政部長通知)」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分を含む施設の面積を誤って適用していた。</p> <p>なお、勿来支所市民課についても同様とされていた。</p> <p>【事例2】</p> <p>※ いわき市水道局に対する行政財産使用許可に伴う電気料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて(平成25年10月25日付財政部長通知)」の規定により、子メーターがある場合として算出すべきところ、子</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>施設面積について、財産台帳の施設面積4,659.05㎡で算出するところ、誤認識していた面積4,767㎡を用いて算出していたために発生したものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>指摘があった時点で面積値について修正を行い、電気料金及び電話代については平成29年2月分より、ガス代、上下水道代については3月分より正しい面積値に基づき算出しております。</p> <p>今後は、複数の職員がチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>平成25年度に、それまで勿来支所内にあった勿来工事事務所の廃止に伴い、無線の中継局が支所内に設置され、電気子メーターが取り付けられました。</p> <p>本来、子メーターに基づき、電気料を積算すべきところを、関係職員の認識不足により、子</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>メーターがない場合として算出していた。 (勿来支所市民課)</p> <p>3 収入事務 (その3)</p> <p>土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料は、市手数料条例の規定に基づき、1境界を1件とし、1件につき250円納付することとされている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部署で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算出することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。</p> <p>勿来地区の市道に係る境界確定事務においては、2境界を調査し2件分として500円と算出しなければならないところを1件分として250円と算出していた。</p> <p>【類例1件あり】 (勿来支所経済土木課)</p> <p>4 収入事務 (その4)</p> <p>土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例、払込み及び調定が行われていない例が認められた。</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料として平成28年7月13日(水)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第</p>	<p>メーターがない場合として電気料金を算出していたために発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕 指摘があった時点で、積算方法の見直しを行い、平成29年2月分から子メーターに基づいて算出しております。 今後は、複数の職員がチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 土地境界に関する調査手数料に係る収入事務については、境界確定事務を行う関係各部署で策定された境界確定事務取扱要領に基づき、手数料を算定すべきところですが、関係職員が十分認識していなかったために発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕 指摘があった時点で、不足額について、追加徴収を行いました。 今後は、複数の職員がチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 証明手数料については、いわき市財務規則第49条の3の規定に基づき、定められた期間内に指定金融機関等への払い込みや調定を行うことは認識していましたが、関係職員の不注意により、発生したものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月14日（木）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月29日（金）に払い込まれていた。</p> <p>また、平成28年8月2日（火）に受領した現金については、監査実施時点（平成28年12月13日）において払い込まれておらず、調定も行われていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（勿来支所経済土木課）</p>	<p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘があった時点で、未払込み分現金について、直ちに払い込みを行いました。</p> <p>また、収入があった時点で速やかに調定を行い、払い込みが指定金融機関等の営業終了後となる場合は、金庫に保管し、翌日に払い込むよう職員に指導しました。</p> <p>今後は、複数の職員がチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めて参ります。</p>
<p>10 契約事務（その2）</p> <p>業務委託に係る契約事務において、契約後に契約締結伺の起案決裁がなされている例が認められた。</p> <p>※ 産業廃棄物収集運搬処理業務委託（廃蛍光管）について、平成28年6月23日付けで契約を締結しているが、見積結果報告兼契約締結伺の決裁日は、同日以降の6月30日とされていた。</p> <p style="text-align: center;">（勿来支所市民課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>契約に際して、関係職員の確認不足のため、起案・決裁日及び契約日に齟齬が発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後、発生する同様の契約については、複数の職員がチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めて参ります。</p>
<p>11 契約事務（その3）</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 川部財産区における土地の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（勿来支所経済土木課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>契約に際して、関係職員の認識不足等により契約書中への契約解除条項の規定文等の記載漏れが発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後、発生する同様の契約については、契約相手に対し、暴力団等の排除に係る本市の方針及び契約書中に記載する解除条項の趣旨を十分に説明し、理解を求めるとともに、今回指摘のあった事項について、適正な事務処理に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	勿来支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月23日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(勿来支所市民課)</p> <p>※ 事例が認められた契約 自動ドア開閉装置保守管理業務委託 昇降機保全業務委託</p> <p>2 財産管理事務(財産区の財産管理について)</p> <p>財産区は、市の一部の区域で財産を有し又は公の施設を設け、その区域内の住民の福祉を増進することを目的に、その財産等の管理及び処分を行う権能をもった特別地方公共団体であり、本市においては、山林を財産と</p>	<p>監査の結果を受け、条例第2条第4号を適用して長期継続契約とすることができるものであるかの検証や、いわき市長長期継続契約事務取扱要綱に基づく、契約の期間に関する協議等を契約課と行っているところです。</p> <p>今後、協議の結果を踏まえ、長期継続契約の適用が可能であれば、平成29年度内に契約方法の見直しに向けた事務手続きを進めて参ります。</p> <p>財産台帳、及び基金台帳については、正式な様式で平成29年度中に整備することとします。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>する5財産区(以下「川部財産区等」という。)と、温泉を財産とする常磐湯本財産区が設置されている。</p> <p>平成21年度において、庁内関係部署による川部財産区等の存続等に係る今後のあり方について検討がなされたが、区域住民の意見を財産区運営に反映させるため各財産区管理会が設置されている等の理由から、今後においても各財産区の自立性を尊重するとの方針が示された。また、常磐湯本財産区においては議会を有しており、適正な財産管理も含めた運営方針をその都度決定している。</p> <p>このようななか、各財産区が保有する財産の管理については、市の規則で様式化している財産台帳や基金台帳により行うこととされている。しかしながら、今般の定期監査において、各財産区における管理の実態を調査したところ、独自の様式を使用しているものや、規則の様式を使用してはいるものの、財産の価格が未記入など、内容が不十分なものが散見され、さらには、台帳自体が整備されておらず、財産の増減理由が確認できない状況なども見受けられたところであり、正確な現況の把握をはじめ、財産管理事務のあり方に疑問が生じる結果となった。</p> <p>また、川部財産区等においては、木材価格の低迷による収益の悪化に加え、林業従事者の高齢化と後継者不足が顕在化する一方、常磐湯本財産区においては、温泉供給先の減少に伴う温泉使用料収入の減少や、温泉管等給湯施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれるなど、いずれの財産区においても、運営を維持していくうえでの課題が生じている状況にある。</p> <p>これらのことから、財産区事務を所管する支所はもとより、各財産区の管理運営の調整や指導の役割を担う担当部署においては、課題解消に向けた安定的な自主財源の確保と、</p>	

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>より効果的・効率的な保有財産の活用を図るため、保有財産の正確な実態把握と適正な管理に努められたい。</p> <p>(勿来支所経済土木課)</p>	

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	常磐支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月23日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>11 契約事務 (その3)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 川部財産区における土地の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>なお、次の契約についても同様とされていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湯本財産区第一配湯所自家用電気工作物保安管理業務委託 ・ 湯本財産区第二配湯所自家用電気工作物保安管理業務委託 <p style="text-align: right;">(常磐支所経済土木課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定する措置についての認識が十分でなかったために、契約解除条項の規定が漏れてしまったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今回の指摘を受け、平成29年度の契約事務においては、契約内容に暴力団等の排除措置の条項を加えて、契約を締結しております。</p> <p>今後も当該要綱に基づく適切な事務処理に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	常磐支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月23日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(常磐支所市民課)</p> <p>※ 事例が認められた契約 自動ドア開閉装置保守管理業務委託</p> <p>2 財産管理事務(財産区の財産管理について)</p> <p>財産区は、市の一部の区域で財産を有し又は公の施設を設け、その区域内の住民の福祉を増進することを目的に、その財産等の管理及び処分を行う権能をもった特別地方公共団体であり、本市においては、山林を財産とする5財産区(以下「川部財産区等」という。)と、温泉を財産とする常磐湯本財産区が設置されている。</p> <p>平成21年度において、庁内関係部署による川部財産区等の存続等に係る今後のあり方について検討がなされたが、区域住民の意</p>	<p>監査結果を受け、条例第2条第4号を適用して長期継続契約とすることができるものであるかの検証や、いわき市長長期継続契約事務取扱要綱に基づく、契約の期間に関する協議等を契約課と行っております。</p> <p>このため、平成29年度の契約については、従前通り単年度契約としたところですが、協議の結果を踏まえ、平成30年度からの契約方法の見直しに向けた事務手続きを進めて参ります。</p> <p>公有財産及び財政調整基金の管理事務におきましては、独自の様式を使用しておりましたが、今回の指摘を受け、いわき市財務規則第238条第2項に規定する財産台帳及び同規則第316条に規定する基金台帳の様式での再整備を進めております。記載情報が多く、確認作業に時間を要するため、今年度第2四半期までに完了させることとします。</p> <p>今後も、より効果的・効率的な保有財産の活用を図るため、保有財産の正確な実態把握と適正な管理に努めて参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>見を財産区運営に反映させるため各財産区管理会が設置されている等の理由から、今後においても各財産区の自立性を尊重するとの方針が示された。また、常磐湯本財産区においては議会を有しており、適正な財産管理も含めた運営方針をその都度決定している。</p> <p>このようななか、各財産区が保有する財産の管理については、市の規則で様式化している財産台帳や基金台帳により行うこととされている。しかしながら、今般の定期監査において、各財産区における管理の実態を調査したところ、独自の様式を使用しているものや、規則の様式を使用してはいるものの、財産の価格が未記入など、内容が不十分なものが散見され、さらには、台帳自体が整備されておらず、財産の増減理由が確認できない状況なども見受けられたところであり、正確な現況の把握をはじめ、財産管理事務のあり方に疑問が生じる結果となった。</p> <p>また、川部財産区等においては、木材価格の低迷による収益の悪化に加え、林業従事者の高齢化と後継者不足が顕在化する一方、常磐湯本財産区においては、温泉供給先の減少に伴う温泉使用料収入の減少や、温泉管等給湯施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれるなど、いずれの財産区においても、運営を維持していくうえでの課題が生じている状況にある。</p> <p>これらのことから、財産区事務を所管する支所はもとより、各財産区の管理運営の調整や指導の役割を担う担当部署においては、課題解消に向けた安定的な自主財源の確保と、より効果的・効率的な保有財産の活用を図るため、保有財産の正確な実態把握と適正な管理に努められたい。</p> <p>(常磐支所経済土木課)</p>	

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	川前支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月22日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>2 財産管理事務（財産区の財産管理について）</p> <p>財産区は、市の一部の区域で財産を有し又は公の施設を設け、その区域内の住民の福祉を増進することを目的に、その財産等の管理及び処分を行う権能をもった特別地方公共団体であり、本市においては、山林を財産とする5財産区(以下「川部財産区等」という。)と、温泉を財産とする常磐湯本財産区が設置されている。</p> <p>平成21年度において、庁内関係部署による川部財産区等の存続等に係る今後のあり方について検討がなされたが、区域住民の意見を財産区運営に反映させるため各財産区管理会が設置されている等の理由から、今後においても各財産区の自立性を尊重するとの方針が示された。また、常磐湯本財産区においては議会を有しており、適正な財産管理も含めた運営方針をその都度決定している。</p> <p>このようななか、各財産区が保有する財産の管理については、市の規則で様式化している財産台帳や基金台帳により行うこととされている。しかしながら、今般の定期監査において、各財産区における管理の実態を調査したところ、独自の様式を使用しているものや、規則の様式を使用してはいるものの、財</p>	<p>所有財産の管理については、財産台帳及び基金台帳の再整備を平成29年度末までを目途に進めております。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>産の価格が未記入など、内容が不十分なものが散見され、さらには、台帳自体が整備されておらず、財産の増減理由が確認できない状況なども見受けられたところであり、正確な現況の把握をはじめ、財産管理事務のあり方に疑問が生じる結果となった。</p> <p>また、川部財産区等においては、木材価格の低迷による収益の悪化に加え、林業従事者の高齢化と後継者不足が顕在化する一方、常磐湯本財産区においては、温泉供給先の減少に伴う温泉使用料収入の減少や、温泉管等給湯施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれるなど、いずれの財産区においても、運営を維持していくうえでの課題が生じている状況にある。</p> <p>これらのことから、財産区事務を所管する支所はもとより、各財産区の管理運営の調整や指導の役割を担う担当部署においては、課題解消に向けた安定的な自主財源の確保と、より効果的・効率的な保有財産の活用を図るため、保有財産の正確な実態把握と適正な管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(川前支所)</p>	